

# 住宅改修支援事業 Q & A

## ～制度関係～

### 補助対象住宅関係

1	質問	借家に住んでいるが、対象になるか。
	回答	対象になりません。 所有者かつその住宅に居住している必要があります。
2	質問	増築をした住宅は対象になるか。
	回答	増築分の建築確認済証等の書類で「違法建築物でない住宅」であることが確認できる場合は対象となります。
3	質問	昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築された住宅の場合、補助金の対象となるためにはどのような手段があるか。
	回答	耐震診断の診断結果等で耐震基準を満たしている住宅であることが確認できる場合は、対象となります。 また、耐震基準を満たしていない住宅の場合は、申請時に耐震改修工事を終え、耐震基準を満たしている住宅になったことがわかる書類を添付書類として追加した場合は対象となります。
4	質問	居住しているマンションの棟は耐震診断をまだ実施していないが、同時に建てられた別の棟が昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準を満たしていることが確認できている場合は対象になるか。
	回答	お住まいの棟が昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準を満たしていることが確認できない場合は対象になりません。
5	質問	中古住宅を購入し住み始めたが、前の所有者が補助金の交付を受けている場合は対象になるか。
	回答	現在の所有者が補助金の交付を受けていない場合は対象となります。
6	質問	二世帯住宅を 1 階と 2 階で区分所有している場合でも対象になるか。
	回答	区分所有としている場合でも、補助対象の住宅になります。 ただし、所有ごとに別の住宅として考えます。 ご自身の所有部分を明確に図示した住宅の図面をご提出ください。
7	質問	店舗併用住宅は対象になるか。
	回答	居住専用部分の改修のみ対象となります。 居住専用部分及び面積を明記した住宅の図面をご提出ください。
8	質問	所有するアパートの一室に住んでいるが、対象になるか。
	回答	ご自身の居住部分の改修のみ対象となります。 屋根、外壁等は共同住宅の共用部と同一として考えるため、ご自身の居住部分を明確に図示した住宅の図面をご提出ください。

## 補助対象者関係

1	質問	過去に補助金の交付を受けたが、2回目の申請はできるか。
	回答	過去に補助金の交付を受けた方の場合は、以下の2つの条件を満たす場合は申請できます。 ① 過去に補助金の交付を受けた年度末から10年以上経過している ② 以下のいずれかの工事を施工する場合 ・「屋根と外壁を一体的に行う塗装、防水、葺き替え（張り替え）」 ・「バリアフリー工事」 ・「断熱改修工事」※分譲マンション等共同住宅に限る
2	質問	二世帯住宅で父が単有で登記している場合、息子が代わりに申請することはできるか。
	回答	申請者は住宅の所有者である必要があるため、同居している場合でも所有者でない方を申請者にはできません。
3	質問	共有者のうち住んでいる共有者が1名だけの場合でも対象になるか。
	回答	居住している共有者が申請をする場合は対象になります。共有者全員が当該住宅に居住している必要はありません。 ただし、共有者が1人も当該住宅に居住していない場合は対象になりません。
4	質問	共有者の承諾はいつまでに得られていればよいのか。
	回答	工事着工前に承諾を得ていただく必要があると考えます。 承諾書等の書類の提出は不要です。
5	質問	元の所有者が亡くなり相続が発生したが、所有者の名義を変えていない場合でも対象となるか。
	回答	対象になりません。 住宅の所有者であり、当該住宅に居住している必要があります。
6	質問	元の所有者が亡くなり相続の登記も済んでいるが、元の所有者が補助金の交付を受けていた場合は対象になるか。
	回答	対象になります。 ただし、元の所有者と共有名義で所有していた場合は、2回目の申請の扱いとなるため、前回補助金の交付を受けた年度から10年以上経過している必要があります。
7	質問	単身赴任中ではあるが、配偶者と子どもは継続して住み続けている場合は、対象になるか。
	回答	単身赴任中の方が単有で所有している場合は、所有者が居住していないと考えるため、対象にはなりません。 配偶者と共有名義で所有している場合は、補助対象となります。

## 補助金額関係

1	質問	両親と子どもと同居しており、多世代同居住宅として申請したいが、両親と世帯分離をしている場合も対象になるか。
	回答	世帯分離をしている場合でも、同居している場合は多世代同居住宅として申請が可能です。 ただし、住宅内で親世帯と子世帯の居住空間を行き来することができない構造の場合は多世代同居住宅としては申請できません。
2	質問	補助対象外の工事も同時に行った場合、補助金額はどのように計算すればよいか。
	回答	補助対象工事分の工事費のみ補助対象工事費として計上できます。 補助対象外の工事も含めた内容の契約書等となっている場合は、補助対象工事費として計上した項目及び金額に印をつける等、補助金額の計算の根拠を明確にしてください。 また、総額からの値引き等、明確に工種を区別できない項目については、総額に対する補助対象工事の金額の比率で按分して計算します。 契約書又は請求書が補助対象分と補助対象外分で分かれている場合は補助対象分のみ記載・添付していただければ大丈夫です。
3	質問	工事費の内訳がわからないため、工種別の金額が計算できない場合は補助金額をどのように計算すればよいか。
	回答	工事費の内訳がわからない場合は補助金額が計算できないため、工事費の内訳がわかる内容で契約書又は領収書等を再発行するよう施工業者に依頼してください。
4	質問	火災保険や地震保険がおりた箇所がある場合は、どのように補助金額の計算をすればよいか。
	回答	該当箇所が含まれる工事種別の費用から、保険の対象となる工事箇所分を除いた金額が補助対象工事費となります。

## 申請関係

1	質問	海老名商工会議所以外に申請受付窓口はあるか。
	回答	海老名商工会議所以外の申請受付窓口はありません。 住宅まちづくり課の窓口へ提出書類をお持ちいただいた場合でも受付はできません。
2	質問	工事費を払い終える前に申請することはできるか。
	回答	添付書類に「工事代金の支払いが完了したことを証明する領収書等の写し」が必要なため、申請できません。 また、事前に申請枠を確保することもできません。
3	質問	申請日までに今年度の市税等を全て納める必要があるか。
	回答	申請日までに納期限を迎えた分の市税等に滞納がない状態であれば問題ありません。
4	質問	複数箇所の工事を行いたい、施工箇所ごとに異なる業者と契約した場合でも対象になるか。
	回答	「海老名市住宅改修支援事業取扱事業者」または「海老名商工会議所会員」と契約して行う工事であれば、契約した事業者の数に関わらず対象となります。 その場合、1回の申請で複数業者の書類をまとめて添付してください。2回に分けて申請することはできません。 また、各工事を行う業者それぞれの受注可能件数が残っていることを確認してください。

## 添付書類関係

1	質問	契約書や請求書に工事内容の詳細が記載されていないが、添付書類として問題ないか。
	回答	工事内容及び金額の詳細が不明な場合、補助対象事業費の確認ができないため、見積書等を添付していただき工事内容及び金額を明らかにしていただく必要があります。
2	質問	契約書も請求書もない場合に代わりとなる書類はあるか。
	回答	工事内容及び金額の詳細が記載された見積書や請書があれば、代用が可能です。
3	質問	領収書は苗字だけの記載でも提出書類として問題ないか。
	回答	苗字だけの記載では個人が特定できないため、氏名が記載されている領収書をご提出ください。 お手元に無い場合は、施工業者に再発行を依頼してください。
4	質問	施工箇所ごとの写真は、「着手前」「施工中」「完成」の各段階1枚あればいいのか。
	回答	原則として、各段階1枚ずつ撮影されていれば問題ありません。 ただし、施工箇所が判断できないほど近づいたアングルで撮影されている場合は、施工箇所が判断できるアングルから撮影された写真の提出を求める場合がございます。 また、外壁及び屋根の工事につきましては、「施工中」の写真として、洗浄及び下塗り等の各工程の写真も必要となります。
5	質問	外壁や屋根の工事写真は、全面を撮影する必要はあるか。
	回答	「着工前」及び「完成」の写真については、住宅の全景が映るように撮影していれば、全面を撮影していただく必要はございません。 「施工中」の写真については、洗浄や下塗り等の各工程の作業中の様子がわかるように撮影していただき、住宅の全景を写す必要はありません。
6	質問	登記事項証明書の取得時期に期限はありますか。
	回答	申請日までの3か月以内に発行されたものをご提出ください。
7	質問	建築確認済証が手元にない場合はどうすればよいか。
	回答	神奈川県厚木土木事務所東部センターで取得可能な、「台帳記載事項証明書」で代用可能です。 ただし、台帳記載事項証明書で検査済証の発行が発行されていることが確認できない場合は、代用できません。その場合は市へお問合せください。
8	質問	住民票の写しの提出は省略できないのか。
	回答	「申請日時点で当該住宅に居住していること」の要件を確認するため、提出は必須となります。

9	質問	4月に海老名市に転入したため、納税（完納）証明書の提出が必須となっている。なぜ省略できないのか。
	回答	一部税目を除き、市税等の課税の基準日が1月1日時点となっているため、海老名市では市税等の納付状況が確認できないことから、省略ができなくなっています。
10	質問	多世代同居住宅として申請する場合に、戸籍謄本の提出が必須となっているのはなぜか。
	回答	「申請日時点で3世代以上で構成される多世代で居住していること」の要件を確認するため、戸籍謄本等の提出も必須となります。
11	質問	出産予定日がわかる書類は、母子健康手帳の写しで問題ないか。
	回答	問題ありません。出産予定日（分娩予定日）と母親の氏名が記載されているページをコピーしてご提出ください。